

みやしろ芸術祭パートナーシップ補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の文化芸術の創造や発展につなげるとともに、文化芸術の楽しさや感動、喜びを共有できる場を創出することを目的に、みやしろ芸術祭の開催に賛同する文化芸術事業（以下「事業」という。）を行う個人や団体（以下「団体等」という。）に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、宮代町補助金等の交付手続き等に関する規則（昭和58年宮代町規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、原則として町民を対象に町内で実施され、かつ文化芸術（文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第8条から第12条までに規定する芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化又は国民的娯楽をいう。）に関する事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 団体等が自ら主催する事業であること。

(2) 事業の準備を含め、団体等が自ら会場の確保や設営、事業の運営を行うものであること。

2 前項の事業は、町が別に定めるみやしろ芸術祭開催期間中の活動とする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは対象としない。

(1) 主として営利を目的として行うもの

(2) 政治活動又は宗教活動を目的として行うもの

(3) 公序良俗に反するもの

(4) 国、地方公共団体又はその他の団体から財政的支援又は委託を受けて行うもの

(5) 第三者への寄附又は財政的支援を目的として行うもの

(6) 事業に関わる団体やその構成員等限られた者を対象とするもの

(7) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）との関係が認められるもの

(8) その他町長が適当でないと認めるもの

(補助対象団体等)

第3条 補助金の交付を受けることができる団体等は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 事業を実施するにあたり、明確な会計経理がなされると認められるもの

(2) 事業の実績がある又は事業を完遂できると認められるもの

2 前項の規定にかかわらず、政治活動又は宗教活動を目的とする団体は除く。

(補助対象経費等)

第4条 補助の対象となる経費は、次の表のとおりとする。

項目	補助対象経費	補助対象外経費
----	--------	---------

需用費	プログラム・ポスター等の印刷製本費、ワークショップや作品等制作にかかる材料費、事務用品等の消耗品	飲食費、通常の活動に伴う事務用品、使途の確定が困難な経費（ガソリン代、タクシー料金、駐車場料金等）
報償費	出演者、出品者への謝礼、事業の運営スタッフへの謝礼	補助金の交付を受ける団体等の構成員に対して支払うもの
使用料及び賃借料	会場使用料、附属設備使用料、会場の音響・照明操作サポート料	日常の練習にかかる会場費、団体の事務所等を維持するための経費
その他	町長が認める経費	

2 補助率及び補助上限額は、次の表のとおりとする。

補助率	需用費	対象経費の2分の1以内
	報償費	対象経費の10分の10以内
	使用料及び賃借料	対象経費の10分の10以内
補助上限額		5万円

3 同一団体等に対する補助金の交付は、同一年度内において原則1回に限る。
(交付申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする団体等（以下「申請団体等」という。）は、みやしろ芸術祭パートナーシップ補助金交付申請書（様式第1号）を指定する期間内に町長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第6条 町長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、その適否を決定するものとする。

2 町長は、補助金を交付することを決定したときは、みやしろ芸術祭パートナーシップ補助金交付決定通知書（様式第2号）によって、申請団体等に通知するものとする。

3 町長は、補助金を交付しないことを決定したときは、みやしろ芸術祭パートナーシップ補助金不交付決定通知書（様式第3号）によって、申請団体等に通知するものとする。

(交付条件)

第7条 規則第6条第2項に規定する交付の条件は、次のとおりとする。

(1) 前条第2項の規定による交付決定通知書を受けた事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の配分（補助対象経費の総額の20%以下の変更を除く。）又は補助事業の内容の変更（補助事業の目的を変えない軽微な変更で、その変更が補助目的の達成をより効率的にすると認める場合は除く。）をする場合においては、あらかじめ町長の承認を受けること。

(2) 補助金は、当該事業以外の目的に使用しないこと。

(3) 補助事業を中止する場合は町長の承認を受けること。

(4) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難になった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けること。なお、交付決定を受けた事業の中止をした団体等は、その理由を次年度以降の本要綱に基づく申請の審査要素として加味する。

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要であると認めること。

(交付請求)

第8条 第6条第2項の規定による交付決定を受けた団体等（以下「交付決定団体等」という。）は、みやしろ芸術祭パートナーシップ補助金交付請求書（様式第4号。以下「請求書」という。）を町長に提出することにより、補助金を請求するものとする。

2 町長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(事業の変更)

第9条 交付決定団体等は、第7条第1号の規定にかかる変更をしようとするときは、みやしろ芸術祭パートナーシップ補助金変更承認申請書（様式第5号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、その結果について、みやしろ芸術祭パートナーシップ補助金変更承認（不承認）通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(事業の中止)

第10条 交付決定団体等は、補助事業を中止しようとするときは、第7条第3号の規定により、みやしろ芸術祭パートナーシップ補助金中止承認申請書（様式第7号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、その結果について、みやしろ芸術祭パートナーシップ補助金中止承認（不承認）通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定団体等が、この補助金を受けて実施した活動を完了したときは、当該活動の完了後30日以内に、みやしろ芸術祭パートナーシップ補助金実績報告書（様式第9号。以下「実績報告書」という。）に当該活動に係る収入及び支出に関する証拠書類（以下「証拠書類」という。）の写しを添付して、町長に提出しなければならない。

(額の確定)

第12条 町長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、規則第14条の規定に基づき、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、みやしろ芸術祭パートナーシップ補助金確定通知書（様式第10号）によって、速やかに補助金交付決定団体等に通知するものとする。

(書類等の整備)

第13条 交付決定団体等は、活動に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ証拠書類を整備し、保管しておかななければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日に属する会計年度の翌会計年度

から5年間保管しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年6月7日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年4月17日から施行する。